**播磨光都サッカー場・播磨光都合宿所ネーミングライツスポンサー**

**募　集　要　項**

**１　目的**

　　播磨高原広域事務組合では、播磨光都サッカー場並びに播磨光都合宿所の安定的な運営・管理のための財源確保を図るため、施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業等を募集します。

**２　メリット**

　　選定された企業等（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）は、対象施設の愛称に企業名・商品名等を付し命名することができます。なお、この権利を第三者に譲渡することはできません。また、施設の優先使用権を付与するものではありません。

**３　対象施設**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 播磨光都第１サッカー場 |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目９番３号 |
| 施設の概要 | ・人工芝サッカーコート　1面（大人用）105ｍ×68ｍ・スタンド620席・管理事務所・年間延べ利用実績（H28：30,988人H29：27,048人H30見込：25,000人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 播磨光都第２サッカー場 |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目９番３号 |
| 施設の概要 | ・人工芝サッカーコート　1面（大人用）105ｍ×68ｍ　　　　　　　　　　　　3面（少年用） 80ｍ×50ｍ・スタンド1,100席、照明設備あり・年間延べ利用実績（H28：44,843人H29：46,641人H30見込：44,000人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 播磨光都第３サッカー場・第2多目的グラウンド（H29.10.28供用開始） |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目１３８６－９・３丁目１４１３－８ |
| 施設の概要 | 【播磨光都第３サッカー場】・人工芝サッカーコート　1面（大人用）105ｍ×68ｍ・スタンド1,000席、照明設備あり・管理棟・年間延べ利用実績（H29：12,935人H30見込：28,000人） |
| 施設の概要 | 【第２多目的グラウンド】・人工芝フットサルコート　2面　40ｍ×20ｍ・スタンド200席、照明設備あり・年間延べ利用実績（H29：1,578人H30見込：3,700人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |
|  |
| 施　設　名 | 播磨光都第４サッカー場（H29.10.28供用開始） |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目１４７９－８ |
| 施設の概要 | ・人工芝サッカーコート　1面（少年用）68ｍ×50ｍ・スタンド240席・管理棟・年間延べ利用実績（H29：4,044人H30見込：12,000人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 多目的グラウンド |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目９番３号 |
| 施設の概要 | ・人工芝サッカーコート　　1面（少年用）78ｍ×44ｍ・人工芝フットサルコート　3面　40ｍ×20ｍ・スタンド200席、照明設備あり・年間延べ利用実績（H29：28,971人H30見込：28,000人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 播磨光都合宿所 |
| 所　在　地 | 兵庫県赤穂郡上郡町光都３丁目５番１号 |
| 施設の概要 | ・収容人員　148名（個室・定員2名　14室／大部屋・定員24名　5室）・食堂　48名収容（会議室兼用）、大浴場　2室　コインランドリー・厨房棟・バーベキューサイト　最大100名利用可能・年間延べ利用実績（H29：1,866人H30見込：4,300人） |
| 看板の設置箇所 | ・選定後、別途協議 |

**４　募集の概要**

**（１）応募資格**

自らがネーミングライツスポンサーとなることを希望する企業等又はその企業等を代理する広告代理店事業者が応募できます。

　　次のいずれにも該当しない企業等が対象です。

　　①　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

　　②　貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者

　　③　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者

④　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

　　⑤　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続き又は更生手続き開始の決定を受けた者

　　⑥　ネーミングライツの募集開始公告日から選定結果通知までの間、播磨高原広域事務組合、兵庫県、たつの市、上郡町及び佐用町から指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者

　　⑦　国税又は地方税を滞納している者

　　⑧　公序良俗に反する事業を行う者

　　⑨　指定管理者の事業目的と競合若しくは反する事業を行う者

**（２）ネーミングライツ料**

　　ネーミングライツ料は１施設につき、最低価格100万円／年（消費税別途）とします。年額を1万円単位で提示してください。複数の施設へ応募することができます。

　　※１　契約期間の始期が会計年度の途中となる場合、始期の年度のみ契約期間に相当する応募金額を月割計算し、その年度のネーミングライツ料とします。

　　※２　会計年度ごとのネーミングライツ料は、当該年度分を指定する日までに全額納付していただきます。

　　※３　納付したネーミングライツ料は、還付できません。ただし、特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

**（３）契約期間**

　契約期間は、契約日より原則、３年とします。ただし、契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間の満了日は始期から起算して３年を超える年度末までとします。

　　なお、契約期間満了の際、ネーミングライツスポンサーに契約更新に係る優先交渉権を付与します。

**（４）愛称付与**

　　希望する愛称を提示して下さい。なお、愛称名には「**播磨光都**」を入れることとし、ネーミングライツ申込書愛称欄には、愛称の命名理由等を簡潔に説明して下さい。

ただし、各施設にふさわしい愛称であり、次の①から⑫に該当しないものとします。

　　愛称は、「播磨光都●●●サッカー場」・「●●●播磨光都サッカー場」・「●●●播磨光都合宿所」のように、「●●●」の部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することができます。

　　なお、原則として、契約期間中の愛称変更はできません。

　　①　政治的活動又は宗教的活動に関するもの

　　②　社会問題についての主義・主張に関するもの

　　③　誇大又は虚偽のおそれのあるもの

　　④　公序良俗に反するおそれのあるもの

　　⑤　第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

　　⑥　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

　　⑦　第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

　　⑧　法令、規則等に反するもの

　　⑨　求人広告に関するもの

　　⑩　青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

　　⑪　貸金業に関するもの

　　⑫　その他、当該施設の愛称として適当でないと認めるもの

**（５）愛称表示**

　　**ア）使用期間**

 　　　愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとします。

**イ）既設案内表示等の付替や修正に要する経費**

既設の案内表示等の付替や修正（以下「表示変更」という。）に要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツスポンサーの負担となります。

**ウ）工事等の実施**

表示変更のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、組合と協議のうえ決定します。

※１　各施設における現況案内板等設置箇所は、別図のとおりです。

※２　屋外看板、案内表示板等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について、実施することとします。また、屋外看板については、施設所在地の市町又は県の屋外広告物条例、播磨科学公園都市・アーバンデザインガイドラインによる規制対象となる点に留意してください。

※３　愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

※４　パンフレット等の印刷物の表示変更は、次回作成時より変更とします。

※５　ホームページの変更表示は、組合又は指定管理者が実施します。

　**エ）原状回復**

契約期間終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツスポンサーの負担となります。また、原状回復のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工　とします。

　　ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、組合と協議のうえ決定します。

**５　申込方法等**

**（１）募集期間**

　　平成30年10月15日（月）から平成30年11月16日（金）午後５時まで

**（２）申込書類**

　　下記の書類をＡ４版フラットファイルに製本のうえ、それぞれの提出書類にインデックスを貼り付け、正本１部、副本１部を提出してください。

　なお、複数施設を応募する場合、①　ネーミングライツ申込書以外は副本１部のみで構いません。

　①　ネーミングライツ申込書（様式１）

　②　企業等の概要（任意様式又は様式２）

　③　役員一覧表（任意様式又は様式３）

　　④　定款

　　⑤　登記事項証明書（法人登記簿謄本：３ヶ月以内のもの）

　　⑥　財務諸表（直近３年分）

　　⑦　印鑑証明書（３ヶ月以内のもの）

　　⑧　納税証明書（直近１年分）

　　　　※課税されている国税及び地方税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書

　　⑨　誓約書（様式４）

　　⑩　ネーミングライツスポンサー以外の地域貢献に対する計画、考え方（任意様式）

　　※提出された申込書類は、返却いたしません。

　　※申込書類に不備、虚偽の記載があった場合は、失格となります。

　　※申込書類に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

**（３）提出先**

　　〒678－1205　兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

　　　　　　　　 播磨高原広域事務組合　総務課

　　　　　　　　 電　話　0791-58-0575　ＦＡＸ　0791-58-0002

　　　　　　　　 メール　somu@harimakogen.jp

**（４）申込方法**

　　上記提出先に、持参又は郵送で申し込みをしてください。持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時までに申込書類を持参してください。

　　郵送の場合、募集期間最終日までの消印有効とします。なお、書類に不備がある場合失格となります。

**６　選定方法等**

**（１）選定方法**

　募集期間終了後、応募金額、地域貢献に対する計画等の内容、複数施設への応募等総合的観点から審査し、決定します。なお、審査の内容及び質問、異議申し立てはできないものとし、応募申込者の書類等の公表は、一切行いません。

**（２）選定結果の通知**

　選定結果は、決定後すべての応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツはホームページ等で公表します。

**（３）契約の締結**

　　決定したネーミングライツスポンサーは、選定結果通知後速やかに、施設の愛称付与に関する契約を締結するものとします。

**（４）留意事項**

　　①　応募者が、応募資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。

　②　応募内容が第三者の著作権を侵害する内容であった場合は、失格とする。

　③　審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。

　④　社会的信用を失う行為により、施設のイメージが損なわれるおそれのある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、取消しができることとします。なお、この場合、表示変更中における原状回復費用は、応募者の負担とします。

　⑤　応募申込後辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

**７　問い合わせ先**

　　内容について質問がある場合は、文書にてＦＡＸ又はメールにより受付します。質問者の連絡先（企業名、担当者名、電話番号等）をご記入のうえ、お問い合わせください。

　〒678－1205　兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

　　　　　　　 播磨高原広域事務組合　総務課

　　　　　　　 電　話　0791-58-0575　ＦＡＸ　0791-58-0002

　　　　　　　 メール　somu@harimakogen.jp